資料３

中野区バリアフリー基本構想の改定について

１．中野区バリアフリー基本構想の概要
２．中野区バリアフリー基本構想改定の背景と目的
３．バリアフリー法について
４．改定に向けた取組内容
５．スケジュール
６．区民アンケート・団体ヒアリングの実施について

中野区バリアフリー基本構想の改定について

1．中野区バリアフリー基本構想の概要
2．中野区バリアフリー基本構想改定の背景と目的
3．バリアフリー法について
4．改定に向けた取組内容
5．スケジュール
6．区民アンケート・団体ヒアリングの実施について

（１）中野区バリアフリー基本構想の策定経緯

・中野区では、**「交通バリアフリー法」**（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）と**「ハートビル法」**（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）を統合・拡充した**「バリアフリー法」**（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受けて、交通バリアフリー法に基づく「中野区交通バリアフリー整備構想」を見直し、**「中野区バリアフリー基本構想」**を策定しました。

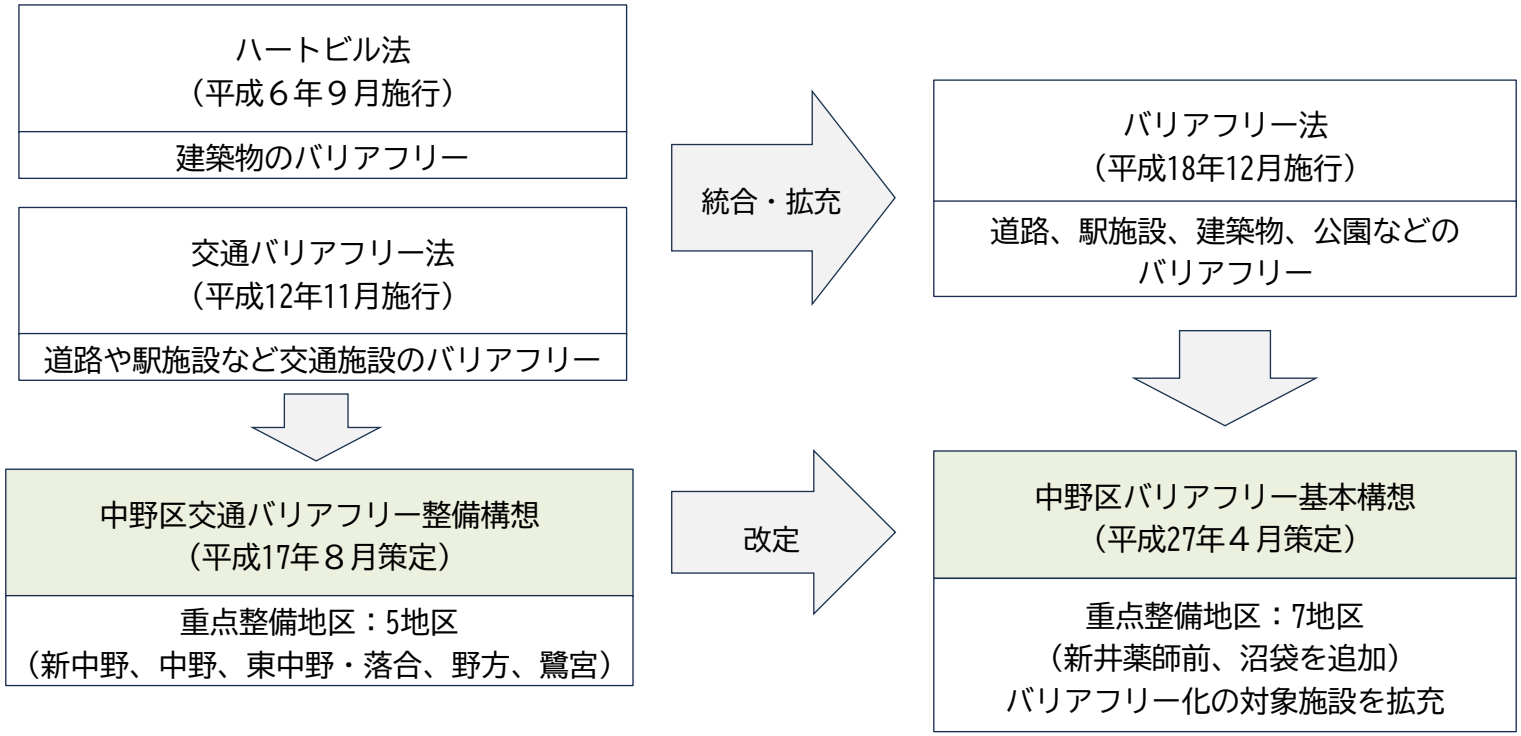

（２）中野区バリアフリー基本構想で定めている内容

①　生活関連施設

・不特定多数の区民または高齢者、障害者等が利用する公共施設

②　生活関連経路

・生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、より利用者の多い経路

③　重点整備地区

・生活関連施設と生活関連経路を含むバリアフリー化を一体的に進める区域

④　重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針

・生活関連施設と生活関連経路をバリアフリー化するための方針

⑤　特定事業

・重点整備地区におけるバリアフリー化を実現するため、生活関連施設や生活関連経路等を対象に各事業者が取り組む事業

⑥　心のバリアフリーの推進

・バリアフリー化の重要性や高齢者、障害者等に対する理解を深めるためのの取組

中野区バリアフリー基本構想（現行）における重点整備地区

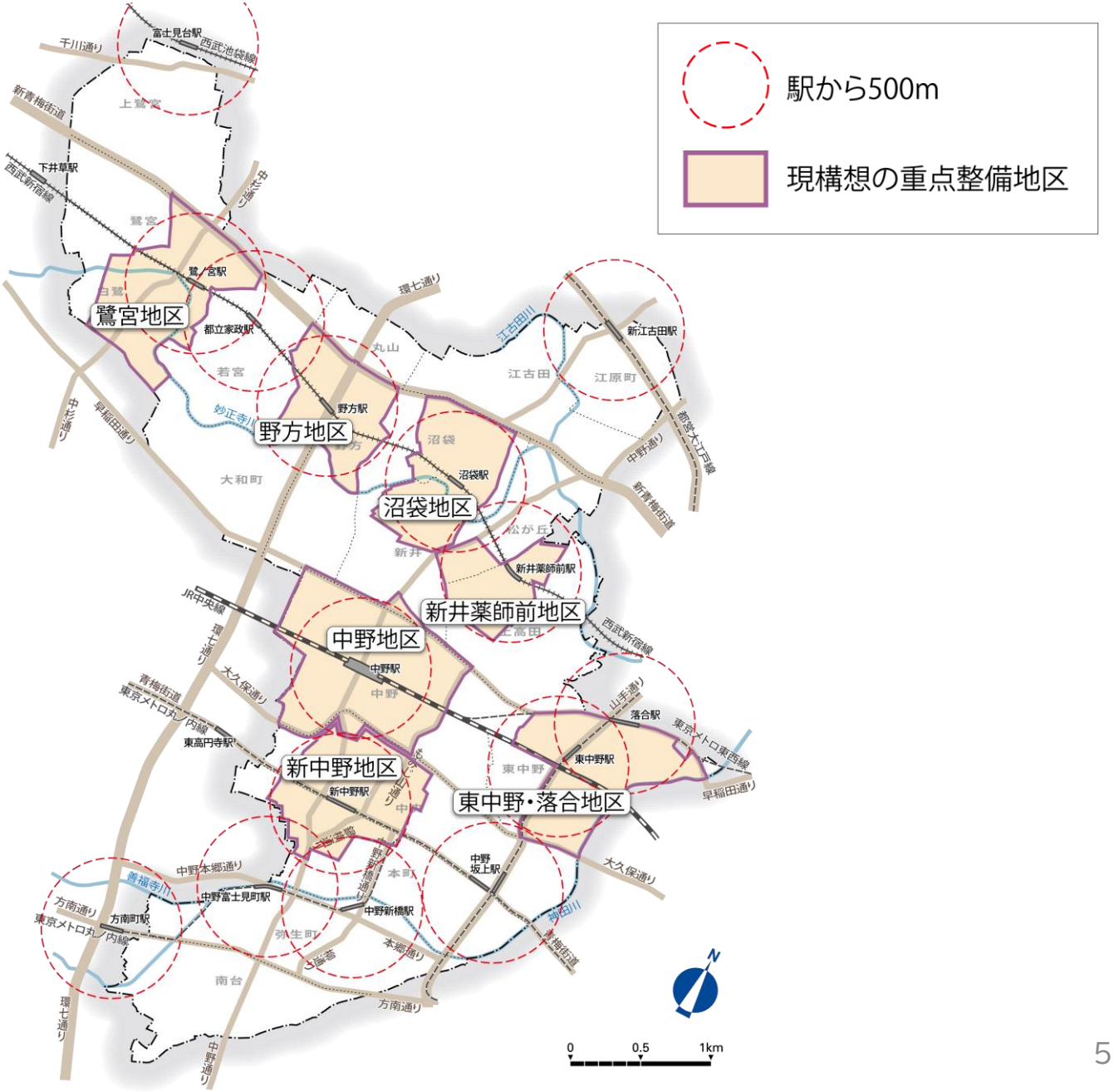

重点整備地区の一例：新中野地区

重点整備地区

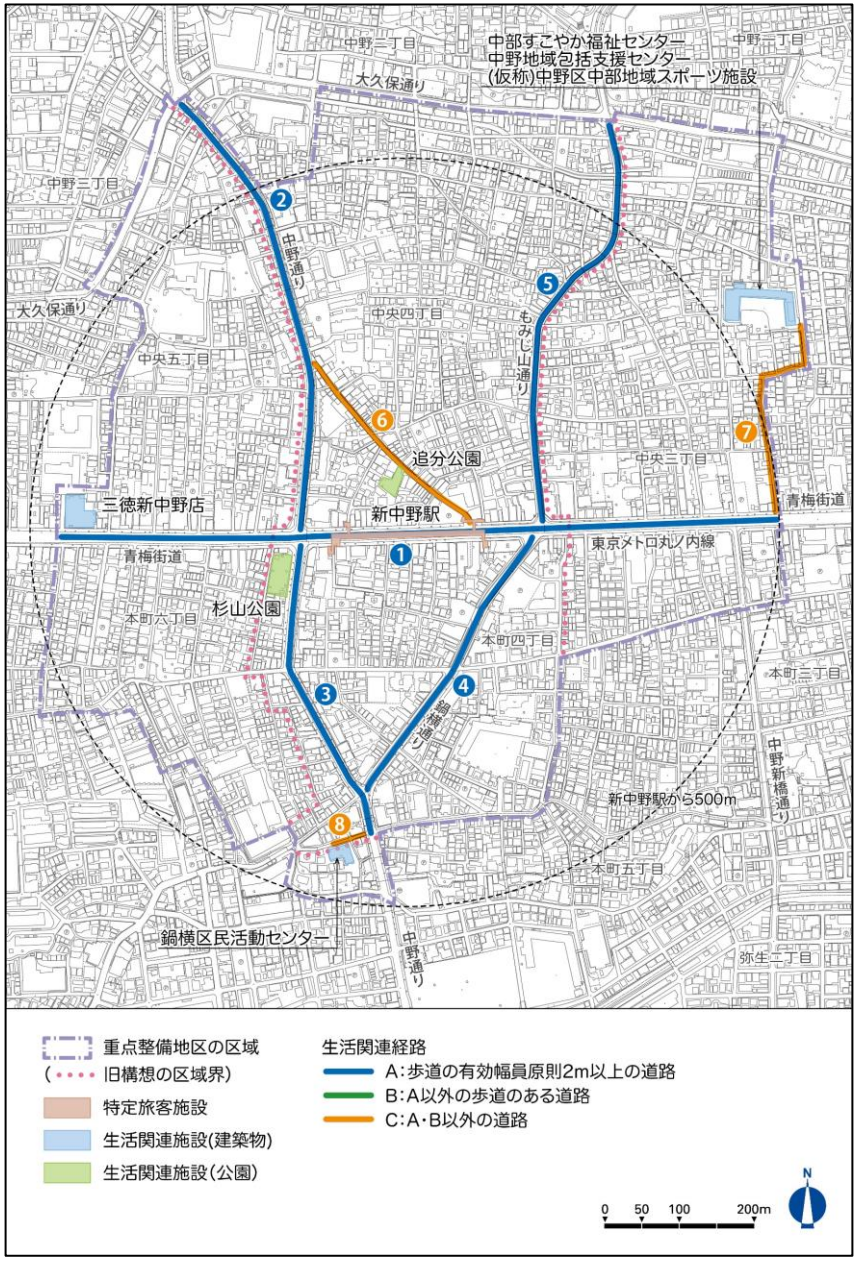

特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期 前期	実施予定時期 後期	機会を捉えて
（１）公共交通特定事業					
新中野駅	・階段の両側に２段手すりの設置	東京地下鉄株式会社			○
（２）道路特定事業					
経路①	・植樹ます周辺の舗装等の改善	東京都	○		
経路③	・歩道の有効幅員*（原則 2m 以上）の確保		○		
	・歩道の段差・勾配の改善		○		
	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置		○		
生活関連経路（A）	・歩道の有効幅員（原則 2m 以上）の確保	中野区		○	
	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
生活関連経路（C）	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
（３）交通安全特定事業					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーン*を整備		○		
（４）都市公園特定事業					
追分公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m 以上）の確保	中野区			○
	・多機能トイレ*の設置				○
（５）建築物特定事業					
中部すこやか福祉ｾﾝﾀｰ等	・視覚障害者誘導用ブロック上の玄関マットの撤去	中野区	○		
（６）その他の事業					
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

中野区バリアフリー基本構想の改定について

1．中野区バリアフリー基本構想の概要

2．中野区バリアフリー基本構想改定の背景と目的

3．バリアフリー法について

4．改定に向けた取組内容

5．スケジュール

6．区民アンケート・団体ヒアリングの実施について

（１）改定の背景

①　現構想の目標年次が令和７年度

・中野区バリアフリー基本構想（現構想）は目標年次を令和７年度としており、これまでのバリアフリー化の取組を検証し、継続・発展させます。

②　社会状況の変化等を踏まえた更なるバリアフリー化の推進

・高齢化の進展等により、バリアフリー化の取組が引き続き求められています。また、現構想の策定より10年が経過し、現況の区民ニーズを反映した構想へ改定が必要です。

③　バリアフリー法改正への対応

・平成30年と令和２年にバリアフリー法が一部改正され、改正後のバリアフリー法に対応する構想へ改定する必要があります。

（２）改定の目的

・改定の背景を踏まえて、現在の区民ニーズを反映し、改正後のバリアフリー法に対応した「中野区バリアフリー基本構想」へ改定し、バリアフリー化の取組をより一層推進します。

中野区バリアフリー基本構想の改定について

1．中野区バリアフリー基本構想の概要
2．中野区バリアフリー基本構想改定の背景と目的
3．バリアフリー法について
4．改定に向けた取組内容
5．スケジュール
6．区民アンケート・団体ヒアリングの実施について

（１）バリアフリー法の改正について

【平成30年のバリアフリー法改正の概要】

①　理念規定／国及び国民の責務

〇理念規定を設け、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化

〇国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援を明記

②　公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

〇駅員による介助や職員研修等のソフト対策のメニューを新たに提示

〇公共交通事業者等に対し、計画の作成、取組状況の報告及び公表を義務付け

③　バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

〇市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、バリアフリーの方針を定める**「移動等円滑化促進方針」**を創設

④　更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

〇公共交通機関に加え、道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化

〇バリアフリーの取組について、障害者等の参画の下、評価等を行う会議を設置

（１）バリアフリー法の改正について

【令和２年のバリアフリー法改正の概要】

①　公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

〇公共交通事業者等に対して、ソフト基準の遵守を義務付け

〇公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設

②　国民に向けた広報啓発の取組推進

〈優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進〉

〇国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加

〈市町村等による「心のバリアフリー」の推進〉

〇バリアフリー基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項（教育啓発特定事業）を追加

③　バリアフリー基準適合義務の対象拡大

〇新設の際のバリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加（既設のものは基準適合努力義務）

（２）移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の概要

①　移動等円滑化促進方針

・移動等円滑化促進方針とは、平成30年度のバリアフリー法改正にて創設された制度です。高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区等を「移動等円滑化促進地区」として設定をし、地区内において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものです。

②　バリアフリー基本構想

・バリアフリー基本構想とは、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区等のうち、特にバリアフリー化が必要とされる地区を「重点整備地区」として設定し、地区内におけるバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための構想です。

（2）移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の概要

・移動等円滑化促進方針：バリアフリー化の方針を示すことであり具体的なバリアフリー化事業を定めるものではありません。方針に基づき、施設の整備を行うことでバリアフリー化を促進することができます。

・バリアフリー基本構想：重点整備地区内を定め、地区内において具体的なバリアフリー化事業である特定事業により、バリアフリー化を推進します。

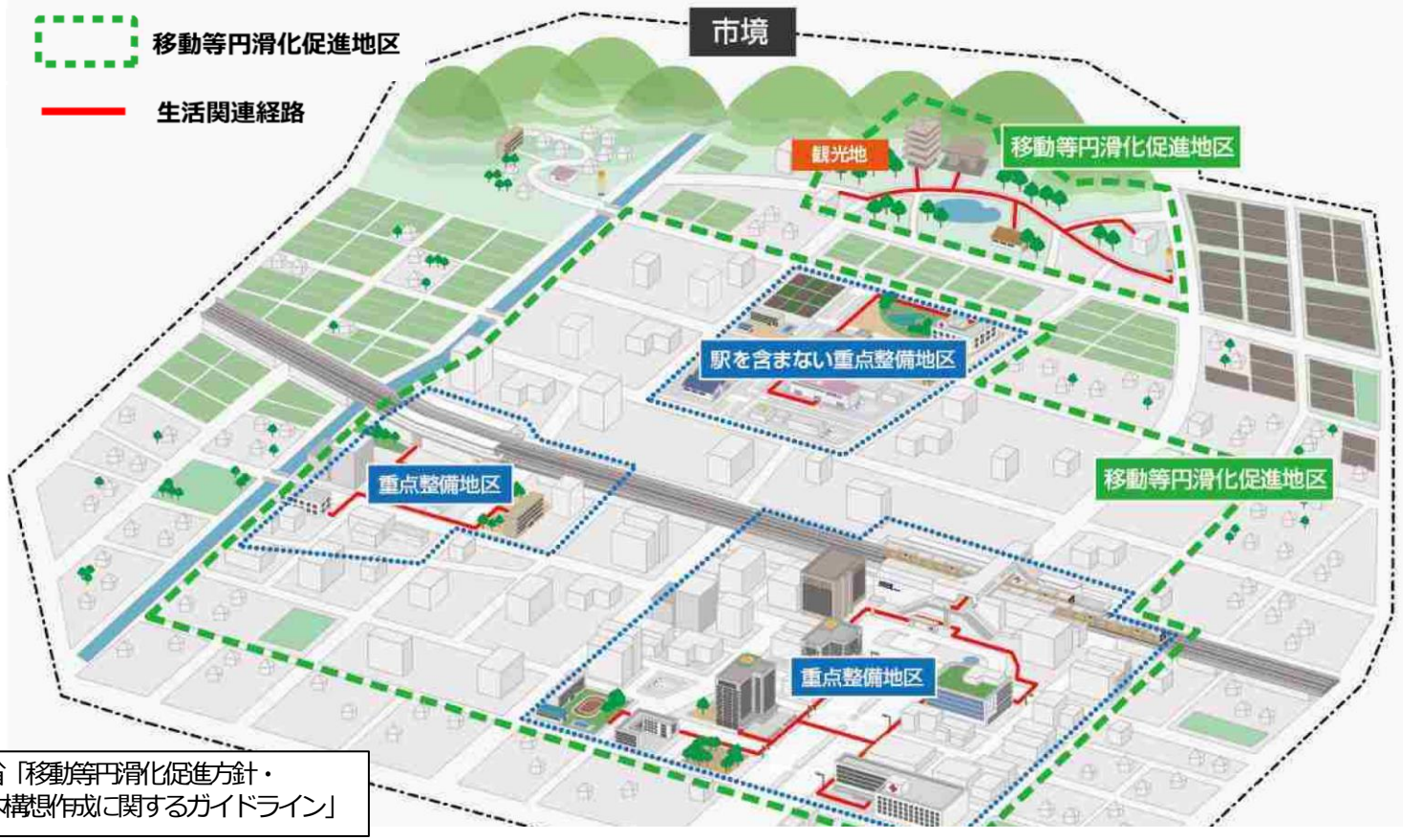

出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

中野区バリアフリー基本構想の改定について

1．中野区バリアフリー基本構想の概要
2．中野区バリアフリー基本構想改定の背景と目的
3．バリアフリー法について
4．改定に向けた取組内容
5．スケジュール
6．区民アンケート・団体ヒアリングの実施について

（１）移動等円滑化促進方針との一体的な策定

・バリアフリー法の改正で新規追加された移動等円滑化促進方針では、バリアフリー化の方針を示すことにより、バリアフリー化の促進に繋げていくことが可能になりました。

・改定にあたっては、移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想を一体的に策定することとします。

（２）移動等円滑化促進地区の中から重点整備地区を設定

・移動等円滑化促進地区は、面的・一体的なバリアフリー化の必要性が高い地区から選定します。

・重点整備地区は、移動等円滑化促進地区の中から区民のニーズや現構想に定められている特定事業の実施状況、まちづくりや施設整備との連携による整備の実現性などを勘案し、選定します。

（３）バリアフリー化のための事業（特定事業）の充実

・現構想の特定事業の実施状況や課題を踏まえ、区民のニーズを反映した特定事業の充実を検討します。

・また、バリアフリー法の改正により、心のバリアフリーの推進に関する「教育啓発特定事業」が追加されたことを踏まえ、心のバリアフリーに関する取組について、特定事業への設定を検討します。

（４）中野区ユニバーサルデザイン推進計画との整合

・中野区では、すべての人がそれぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上により地域の活性化の実現に向けて、「中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第２次）」を策定し、ユニバーサルデザインに関する取組を推進しています。

・改定にあたっては、この「中野区ユニバーサルデザイン推進計画」との整合に留意して検討を行います。

中野区バリアフリー基本構想の改定について

1．中野区バリアフリー基本構想の概要
2．中野区バリアフリー基本構想改定の背景と目的
3．バリアフリー法について
4．改定に向けた取組内容
5．スケジュール
6．区民アンケート・団体ヒアリングの実施について

スケジュール

年度	令和６									令和７												令和８	
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
検討内容	・バリアフリー法改正の確認 ・現構想の進捗確認 ・地域現況、関連計画の整理等 ・アンケート調査票の作成				・区民アンケート ・団体ヒアリング		・移動等円滑化促進地区、重点整備地区の検討			・まち歩き点検の実施 ・特定事業等の検討				・素案検討		素案作成	・意見交換会 ・案検討			案作成	・パブリックコメント		構想改定
協議会		●							●			●				●				●		●	
		第１回			第２回				第３回			第４回				第５回				第６回		第７回	

第１回	・改定の概要説明 ・スケジュール ・区民アンケート、団体ヒアリングの案内
第２回	・現構想の進捗状況 ・改定に向けた課題と方針 ・促進地区、重点整備地区の設定の考え方 ・区民アンケート、団体ヒアリングの内容
第３回	・区民アンケート、団体ヒアリングの結果報告 ・移動等円滑化促進地区、重点整備地区の設定 ・移動等円滑化促進方針の検討

第４回	・まち歩きの案内
第５回	・素案の検討 ・意見交換会の案内
第６回	・意見交換会の結果 ・案の検討 ・パブリックコメントの案内
第７回	・パブリックコメントの結果 ・最終案の検討

中野区バリアフリー基本構想の改定について

1．中野区バリアフリー基本構想の概要
2．中野区バリアフリー基本構想改定の背景と目的
3．バリアフリー法について
4．改定に向けた取組内容
5．スケジュール
6．区民アンケート・団体ヒアリングの実施について

（１）区民アンケート

・中野区のバリアフリーの現状に対する区民の評価や意向等を把握するとともに、重点整備地区の選定を行う上での指標を得るため、区内在住者等に対してアンケート調査を実施します。

【区民アンケート調査の概要】

調査対象	○区内在住者：18歳以上の区民（4,000人程度） ○そ　の　他：高齢者団体、障害者団体の会員 児童館を利用している子どもの保護者
配布・回収方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	○令和６年11月～12月

※区民アンケートの調査内容は、第２回協議会でご報告いたします。

（２）団体ヒアリング

・区内の移動及び施設の利用における問題点や課題、バリアフリーに対する意見等の把握を目的として、高齢者団体、障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施します。

【団体ヒアリング調査の概要】

調査対象	○区内の高齢者団体、障害者団体、子育て支援団体
実施方法	○各団体３～５名程度に対してグループインタビュー形式で実施 ○区役所等の会議室において、１～1.5時間程度
実施期間	○令和６年11月～12月

※団体ヒアリングの調査内容は、第２回協議会でご報告いたします。